

福山市再犯防止推進計画

2022年（令和4年）3月

福 山 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	3
4 基本的な考え方	3
5 重点的に実施すべき取組	3
第2章 再犯防止を取り巻く状況	4
1 福山市の犯罪発生状況	4
2 福山市の犯罪の傾向	5
3 刑事司法手続きと地域社会	8
第3章 取組内容	9
1 就労・住居の確保等の支援	9
2 保健医療・福祉サービスの利用の支援	11
3 非行の防止と学校等と連携した修学支援	13
4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援	15
5 民間協力者の活動の促進や、広報・啓発活動の推進	15
6 関係機関・団体との連携強化	16
7 犯罪が起こりにくい安心・安全なまちづくり	17
第4章 推進体制	18
1 庁内の実施体制	18
2 関係機関・団体との連携・協力体制	18
参考資料	19

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は、2002年（平成14年）に戦後最多を記録しました。これを機に2003年（平成15年）に、政府は犯罪対策閣僚会議を設置し、対策に取り組んだ結果、認知件数は年々減少し、2015年（平成27年）から戦後最少を更新し続けています。

その一方で、次のグラフのとおり、刑法犯により検挙された再犯者は、2006年（平成18年）をピークとして減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（以下「再犯者率」という。）は一貫して上昇を続け、2019年（令和元年）には48.8%となりました。



※法務省 令和2年版 犯罪白書より

注1 警察庁の統計による。

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

犯罪や非行をした者の中には、背景に、貧困、安定した仕事や住居がない、複雑な家庭環境に身を置いている、十分な教育を受けていない、高齢である、障がいや病気を抱えているなど、生きづらさや困難を抱え、支援を必要とする者も多く存在します。犯罪や非行が繰り返されないようにするためには、犯罪の被害に遭われた方々の心情に配慮しつつ、本人が過ちを悔い改め、立ち直りに向けた努力を行うことは言うまでもありませんが、社会においても、犯罪や非行をした者を社会から排除し、孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れることができる環境を構築し、犯罪や非行を繰り返すという悪循環に陥らないように適切な支援をすることが不可欠です。

2016年（平成28年）に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法

律第 104 号。以下「再犯防止推進法」という。参考資料 6 P31～36) が施行され、国は、2018 年度（平成 30 年度）からの 5 か年を期間とする再犯防止推進計画を策定し、地方公共団体においても、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されました。市民が犯罪による被害を受けることを防止する意味でも再犯防止の取組が重要です。本市においても、“ローズマインド（思いやり・優しさ・助け合いの心）をもって、誰もが立ち直ることのできる社会の実現に努めます。犯罪が減少し、誰もが安心・安全に暮らし続けることができる、誰一人取り残さない「地域共生社会」の実現のため、関係機関・団体と連携して、再犯防止対策を推進する本計画を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、「再犯防止推進法」第 8 条に定める地方再犯防止推進計画です。

3 計画の期間

この計画の期間は、2022 年度（令和 4 年度）から 2026 年度（令和 8 年度）までの 5 年間とします。

4 基本的な考え方

この計画は、「再犯防止推進法」第 3 条の「基本理念」及び国の「再犯防止推進計画」の「基本方針」（参考資料 7 P37）を踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、関係機関・団体と連携し、必要な指導及び支援の実施や、理解促進のための広報・啓発などに取り組みます。

5 重点的に実施すべき取組

「再犯防止推進法」第 2 章に規定する基本的施策及び国の「再犯防止推進計画」の 5 つの基本方針を踏まえ、重点的に実施すべき次の（1）～（7）の取組を設定し、関係機関・団体と連携を図りながら取組を推進します。（参考資料 6, 7 P31～37）

- （1）就労・住居の確保等の支援
- （2）保健医療・福祉サービスの利用の支援
- （3）非行の防止と学校等と連携した修学支援
- （4）犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援
- （5）民間協力者の活動の促進や、広報・啓発活動の推進
- （6）関係機関・団体との連携強化
- （7）犯罪が起こりにくい安心・安全なまちづくり

第2章 再犯防止を取り巻く状況

1 福山市の犯罪発生状況

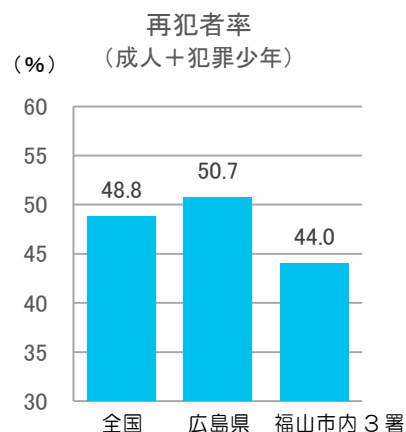
(1) 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率（2019年（令和元年））

ア 成人＋犯罪少年

単位：人，%

	検挙人員	初犯者	再犯者	再犯者率
全国	192,607	98,640	93,967	48.8
広島県	4,493	2,216	2,277	50.7
福山市内3署	779	436	343	44.0

- ・福山市内3署の“成人＋犯罪少年”の再犯者率は44.0%で、全国と広島県より低い。

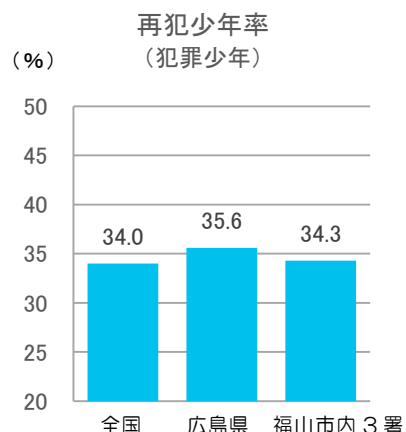


イ 犯罪少年

単位：人，%

	検挙人員	初犯少年	再犯少年	再犯少年率
全国	19,914	13,141	6,773	34.0
広島県	481	310	171	35.6
福山市内3署	105	69	36	34.3

- ・福山市内3署の“犯罪少年”の再犯少年率は34.3%で、全国や広島県とほぼ同じである。



- 注1 アとイの全国の数値は、法務省 令和2年版 犯罪白書による。
 注2 アとイの広島県の数値は、広島県警察本部 令和元年少年補導による。
 注3 アの福山市内3署の数値は、法務省矯正局提供の成人データと広島県警察本部少年対策課提供の少年データによる。
 注4 イの福山市内3署の数値は広島県警察本部少年対策課提供のデータによる。
 注5 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 注6 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。
 注7 広島県警察本部少年対策課提供の「犯罪少年」は、14歳以上の罪を犯した少年（20歳未満）（犯行時及び処理時ともに満14歳から満19歳）
 注8 法務省矯正局の少年のデータは、犯行時が満14歳から満19歳のため、県警のデータと比較して、成人人員が少なくなることがある。

2 福山市の犯罪の傾向

(1) 成人の状況（刑法犯検挙状況）

（法務省矯正局提供データを基に福山市が作成）参考資料 1（P20～P22）

- ・ 窃盗犯の再犯者の割合が全国に比べて、広島県・福山市内 3 署ともに高い。

＜窃盗犯のうち再犯者の割合＞ 単位：%

年	全 国	広島県	福山市内 3 署
2017年（平成29年）	53.73	58.76	59.77
2018年（平成30年）	54.28	59.17	61.10
2019年（令和元年）	54.43	59.13	55.48

- ・ 刑法犯総数について、全国に比べて、広島県・福山市内 3 署ともに 60 歳以上の者の割合が高い。

＜刑法犯総数のうち 60 歳以上の者の割合＞ 単位：%

年	全 国	広島県	福山市内 3 署
2017年（平成29年）	30.75	35.32	34.40
2018年（平成30年）	30.42	34.24	34.49
2019年（令和元年）	30.50	34.79	34.42

- ・ 窃盗犯について、全国・広島県に比べて、福山市内 3 署は 60 歳以上の者の割合が高い。

＜窃盗犯のうち 60 歳以上の者の割合＞ 単位：%

年	全 国	広島県	福山市内 3 署
2017年（平成29年）	42.63	45.57	46.18
2018年（平成30年）	42.48	46.51	50.13
2019年（令和元年）	42.47	45.11	46.92

- ・ 窃盗犯について、全国に比べて、広島県・福山市内 3 署ともに女性は 60 歳以上の者の割合が高い。

＜女性の窃盗犯のうち 60 歳以上の者の割合＞ 単位：%

年	全 国	広島県	福山市内 3 署
2017年（平成29年）	51.20	54.84	57.52
2018年（平成30年）	50.99	57.38	70.16
2019年（令和元年）	51.01	56.07	53.45

- ・ 刑法犯総数について、全国に比べて、広島県・福山市内 3 署ともに無職の者の割合が高い。

＜刑法犯総数のうち無職の者の割合＞ 単位：%

年	全 国	広島県	福山市内 3 署
2017年（平成29年）	46.86	49.25	48.61
2018年（平成30年）	45.88	48.36	52.27
2019年（令和元年）	45.41	48.40	47.03

- ・窃盗犯について、全国・広島県に比べて、福山市内3署は無職の者の割合が高い。

＜窃盗犯のうち無職の者の割合＞ 単位：％

年	全 国	広島県	福山市内3署
2017年(平成29年)	59.81	60.54	61.19
2018年(平成30年)	59.39	61.88	65.80
2019年(令和元年)	58.68	60.17	61.30

- ・刑法犯総数、窃盗犯とも、全国・広島県に比べて、福山市内3署は女性について特に無職の者の割合が高い。

＜女性の刑法犯総数のうち無職の者の割合＞ 単位：％

年	全 国	広島県	福山市内3署
2017年(平成29年)	64.83	64.56	68.57
2018年(平成30年)	63.31	66.45	68.82
2019年(令和元年)	61.95	65.23	65.36

＜女性の窃盗犯のうち無職の者の割合＞ 単位：％

年	全 国	広島県	福山市内3署
2017年(平成29年)	70.21	69.09	76.11
2018年(平成30年)	69.01	71.45	76.61
2019年(令和元年)	68.10	69.69	69.83

(2) 少年の状況（福山市内3警察署の刑法犯犯罪少年検挙状況）

（広島県警察本部少年対策課提供）参考資料2（P23）

- ・刑法犯犯罪少年の再犯者率の推移について、2016年（平成28年）と2019年（令和元年）を比較すると微減ですが、年毎に増減の変動を繰り返しています。罪種別にみると、粗暴犯の再犯者率は増加傾向、窃盗犯の再犯者率は減少傾向です。

＜刑法犯犯罪少年の再犯者率の推移＞ 単位：％

区分	2016年(平成28年)	2017年(平成29年)	2018年(平成30年)	2019年(令和元年)
刑法犯総数	34.88	27.81	38.69	34.29
うち粗暴犯	29.17	33.33	40.00	40.00
うち窃盗犯	37.37	22.89	39.06	32.26

- ・学職別にみると、中学生（14歳以上）と高校生、無職少年の再犯者率は増加傾向、有職少年の再犯者率は、減少傾向です。

＜学職別再犯者率＞ 単位：％

区分	2016年(平成28年)	2017年(平成29年)	2018年(平成30年)	2019年(令和元年)
中学生(14歳以上)	21.82	16.95	38.64	29.41
高校生	32.76	26.53	24.00	35.00
学生等(大学生等)	9.09	16.67	33.33	12.50
有職少年	57.14	54.55	64.00	35.71
無職少年	61.54	40.00	50.00	66.67

(3) 福山市の保護観察事件の状況

(広島保護観察所提供) 参考資料3 (P24~P26)

- 保護観察事件係属数(保護観察事件の件数)は過去5年を比較すると減少傾向です。(参考資料3 (1) P24)

＜保護観察事件係属数＞

単位：件

2015年度(平成27年度)	2016年度(平成28年度)	2017年度(平成29年度)	2018年度(平成30年度)	2019年度(令和元年度)
292	299	270	262	261

注 各年度の件数は、各年度に開始した件数と前年度から継続している件数を足した値。

- 生活環境調整事件係属数(刑務所や少年院などに収容されている人の、釈放後の帰住環境の調査と調整)は減少しています。(参考資料3 (2) P24)

＜生活環境調整事件係属数＞

単位：件

2015年度(平成27年度)	2016年度(平成28年度)	2017年度(平成29年度)	2018年度(平成30年度)	2019年度(令和元年度)
182	169	137	142	135

注 各年度の件数は、各年度に開始した件数と前年度から継続している件数を足した値。

- 保護観察の罪名については、2015年度(平成27年度)から2019年度(令和元年度)の過去5年において、少年(1号観察, 2号観察), 成人(3号観察, 4号観察)ともに窃盗が上位を占めています。少年においては、近年、道路交通法違反が上位を占めてきています。(参考資料3 (3) P24)

- 少年の保護観察開始時の学歴についてみると、2015年度(平成27年度)は中学校在学中の者が最も多かったが、2016年度(平成28年度)以降は、高校在学者又は高校中退者が中学校在学中の者を上回っています。(参考資料3 (4) P25)

(※保護観察開始時点における現状であり、非行又は犯罪をするに至った直接の原因を示すものではありません。)

- 保護観察終結時の就業状況については、成人(3号観察, 4号観察)の無職者が年々減少傾向です。(参考資料3 (5) P26)

＜保護観察終結時の成人の無職者＞

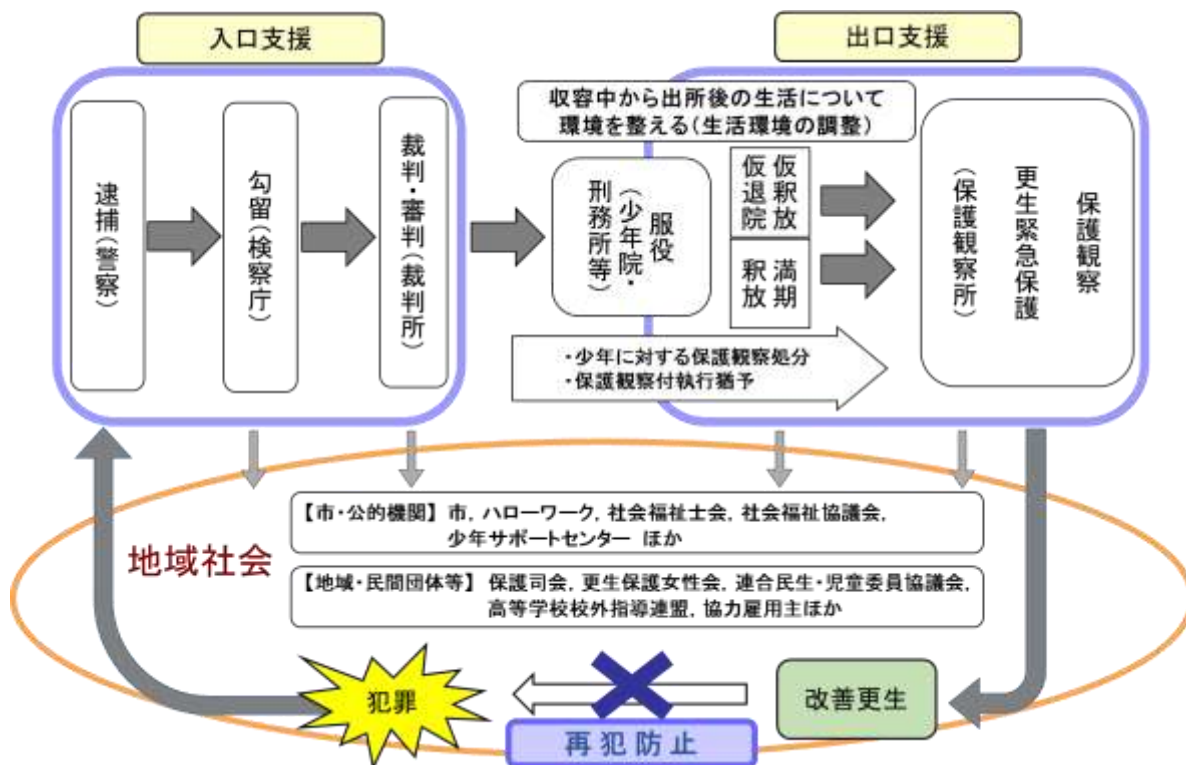
単位：件

2015年度(平成27年度)	2016年度(平成28年度)	2017年度(平成29年度)	2018年度(平成30年度)	2019年度(令和元年度)
19	14	12	5	4

3 刑事司法手続きと地域社会

犯罪や非行をした者が、起訴猶予処分等により刑務所・少年院等の矯正施設へ入所しない段階で、就労や住居の確保等の支援を行うことを「入口支援」、矯正施設から出所する者に対して支援を行うことを「出口支援」といいます。

それぞれの段階で、市や公的機関及び地域・民間団体などの地域社会が連携することが必要です。



- 注
- ・入口支援・・・高齢又は障がいのある被疑者等の福祉的支援を必要とする者に対して、検察庁、保護観察所、弁護士等が関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組のこと。
 - ・出口支援・・・矯正施設（刑務所・少年院等）を出所した者を福祉につなげるなどして更生するための環境を整える福祉的支援のこと。例えば、受刑者等のうち障がいを抱えているが支援する者がいない者や、高齢で住む場所も仕事もない者が、矯正施設出所後に、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設や保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センターその他の福祉関係機関が連携して必要な調整を行う取組（特別調整）を実施している。
 - ・保護観察・・・犯罪をした者又は非行のある少年が、実社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司が行う指導と支援のこと。
 - ・更生緊急保護・・・①刑事上の手続き又は保護処分による身体の拘束を解かれた者、②親族から援助や、公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない、又は、それらのみでは改善更生できないと認められた者、③更生緊急保護を受けたい旨を申し出た者のすべてにあてはまる者を対象とし、原則として6月以内、食事の給与、医療及び療養の援助、帰住の援助、金品の給貸与、宿泊する居室及び必要な設備の提供、就職の援助や健全な社会生活を営む（適応する）ために必要な指導・助言の実施などの措置を行うこと。
 - ・改善更生・・・犯罪をした者等が、犯罪や非行をしたことを反省するとともに責任を自覚し、生活態度を改めて、再び犯罪をすることなく社会生活を送ること。

第3章 取組内容

1 就労・住居の確保等の支援

(1) 就労の確保等

ア 就職に向けた相談・支援等の充実

(ア) 一般的な就労支援

○雇用相談窓口を設置します。【産業振興課】

○福山就職支援サイト「就活ふくやま」(イベント情報, 事業者情報)を Twitter や Facebook を開設して発信します。【産業振興課】

(イ) 生活困窮者への就労支援

○生活困窮者自立支援センターにおいて, “生活保護受給者等就労自立促進事業”として, 生活保護受給者, 児童扶養手当受給者, 住居確保給付金受給者, 生活困窮者など, 就労支援をすることが適当であると認められた者に対し, 福祉事務所等の職員と公共職業安定所が連携して就労支援を行います。

【生活福祉課】

○生活困窮者自立支援センターにおいて, “就労準備・就労支援事業”として, 直ちに就労が難しい人を対象に, コミュニケーション能力の習得や生活習慣の改善等を就労体験などの様々なメニューを通じて, 一般雇用に向けた技法や知識の取得等の支援を実施します。

【生活福祉課】

(ロ) ひとり親の方への就労支援

○市内に居住する母子家庭の母・寡婦・父子家庭の父を対象に, 経済的自立に効果的な資格取得に要する費用の助成, 就業支援セミナーや講習会の開催, 就業情報の提供などの支援を実施します。【ネウボラ推進課】

(ハ) 障がい者への就労支援

○市内に居住する障がい者を雇用する事業主に奨励金(福山市障がい者雇用奨励金)を交付して, 障がい者の就労を支援します。【産業振興課】

○企業の人事労務担当者や経営者を対象にセミナーを実施し, 障がい者雇用の推進に向け, 啓発をします。【産業振興課】

○障がい者と企業との出会いの場を提供し, 障がい者雇用の拡大を図るため, 合同就職面接会を広島労働局等と共催して実施します。【産業振興課】

○東部地域障害者就業・生活支援センターにおいて, 障がい者の職業的自立を実現するため, 就労と生活について一体的に支援します。【障がい福祉課】

(ニ) 高齢者への就労支援

○高年齢者(55歳以上)の豊富な知識や経験, 技術を活かして年齢に関わりなく活躍できるよう, 合同就職面接会, 相談窓口設置等を実施し, 高齢者の就労を促進します。【産業振興課】

(カ) 女性への就労支援

- 女性が働きやすい企業を中心とした合同企業説明会を実施するなど、仕事と家庭を両立したい女性の就職を支援します。【産業振興課】
- 女性専用スペースの新規整備や、社内研修等、女性活躍推進を目的とした社内改善にかかる経費を補助することによって、女性の就業環境改善を支援します。【産業振興課】
- 事業所に対して、職場環境等の改善やワーク・ライフ・バランスを啓発するセミナーを県と連携して開催し、女性の就労を支援します。【産業振興課】

(キ) 若年者のフリーター・ニートへの就労支援

- 保護者のための就職支援セミナー、企業経営者向けの人材活用セミナー等を開催し、若年者のフリーター・ニートの就労に向けた支援を行います。【産業振興課】

(ク) その他の就労支援

- 企業向け外国人材活用セミナーや、外国人留学生向け合同企業説明会を開催するなど、外国人の就労を支援します。【産業振興課】
- 経済団体や労働団体、行政機関等で構成される「就職氷河期世代活躍支援ひろしまプラットフォーム」へ参画する中で、氷河期世代の就職や社会参加を促進し活躍の場を広げられるよう支援します。【産業振興課】

イ 犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上

- 国やハローワーク等の関係機関と連携し、協力雇用主制度の広報や協力雇用主の開拓に努めます。【産業振興課】
- 犯罪や非行をした者の雇用の促進のため、本市発注の建設工事等における入札において、協力雇用主等に対する優遇措置などの取組を検討します。【建設政策課】

ウ 関係機関・団体との連携強化

- ハローワーク福山等と連携し、ふれあい障がい者合同面接会を開催します。【産業振興課】
- 福山地方雇用対策協議会等と連携し、若者やシニア向けの合同企業説明会の開催、企業ガイドの発行・送付等を実施し、幅広い人材の就労を支援します。【産業振興課】
- シルバー人材センターと連携し、働く意欲があり社会参加を希望される人に、地域生活につながるの深い臨時的かつ短期的な仕事を提供し、高齢者の就業を支援します。【高齢者支援課】

(2) 住居の確保

ア 新たな住宅セーフティネット制度の周知

- 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度について、市ホームページ等を通じて情報提供します。【住宅課】

イ 公営住宅への入居への配慮

- 矯正施設収容中に居住実績がないとして入所前の住所地における住民票が削除されている場合は、市営住宅への入居手続に必要な住民票及び完納証明書に代わって在所証明書により申込を受け付けます。【住宅課】

ウ その他

- シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）の入居者が自立して、安全で快適な生活をおくることができるように、生活援助員を派遣し、サービスの提供支援を行います。【高齢者支援課】
- 障がい者基幹相談支援センターにおいて、保証人がいない等の理由により、賃貸契約による一般住宅への入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。【障がい福祉課】
- 生活困窮者自立支援センターにおいて、住宅確保要配慮者が入居できる民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）の仲介を行う事業者（協力店）や、セーフティネット住宅として登録された住宅の情報を提供します。【生活福祉課】

2 保健医療・福祉サービスの利用の支援

(1) 高齢者や障がい者等への支援等

ア 保健医療・福祉サービスの提供

(ア) 高齢者への支援

- 地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して日常生活を送れるように、高齢者の総合的な相談窓口として、専門職を配置し、医療、介護、福祉、生活に関する相談などに対応します。適切な制度や地域資源につなぎ、地域で自立した生活ができるようコーディネートをします。【高齢者支援課】
- 民生委員として地域住民から個別に相談があった場合は、住民と関係機関とのパイプ役として迅速に連絡を行います。【福祉総務課】
- 地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センター・相談支援事業所と刑事司法関係機関等との連携を強化し、高齢者に対し、必要な保健・医療・福祉サービスの利用につなげる等の支援を行います。【高齢者支援課】

(1) 高齢者の施設入居及び入所

- 福山市内に住所を有する60歳以上の一人暮らし、高齢者のみの世帯に属する人及び家族による援助を受けることが困難な人で、高齢等の理由により独立して生活することに不安のある人に、生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）への入居を支援します。【高齢者支援課】
- 福山市内に住所を有する65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的な理由により、自宅での生活が困難な人に、養護老人ホームへの入所措置を行います。【高齢者支援課】
- （再掲）シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）の入居者が自立して、安全で快適な生活をおくることができるように、生活援助員を派遣し、サービスの提供、支援を行います。【高齢者支援課】

(2) 障がい者（児）への支援

- 障がい者（児）に対して、犯罪や非行の有無にかかわらず、地域で自立した生活ができるようにするため、必要な障がい福祉サービスを提供します。【障がい福祉課】
- 民生委員として地域住民から個別に相談があった場合は、住民と関係機関とのパイプ役として迅速に連絡を行います。【福祉総務課】
- 地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センター・相談支援事業所と刑事司法関係機関等との連携を強化し、障がい者（児）に対し、必要な保健・医療・福祉サービスの利用につなげる等の支援を行います。【障がい福祉課】

イ 関係機関・団体との連携強化

- 福祉的支援が必要な高齢者や障がい者（児）について、速やかに必要な福祉的支援を提供できるよう、刑事司法関係機関等との連携を強化します。【高齢者支援課】【障がい福祉課】

ウ 他の行政計画との連携

- 2021年度（令和3年度）からの「障がい者プラン」に基づき、犯罪や非行をした障がい者（児）に対する支援を推進します。【障がい福祉課】

(2) 薬物依存を有する者への支援等

ア 薬物依存に関する治療・支援につながる取組

- 薬物依存からの回復に取り組もうとする人に対し、県が実施する薬物依存症回復プログラムを紹介するなどの相談支援を行います。（こころの健康相談・保健師による相談支援）【健康推進課】
- 保健事業実施課において、本人の意向を確認の上、薬物依存からの回復を支援するリハビリ施設（ダルク等）や自助グループ（NA等）を紹介します。【健康推進課】

- 保護観察所や更生保護施設から連携があった薬物事犯者に対し、薬物依存からの回復に向けた治療や相談が継続するための支援を行います。
【健康推進課】

イ 関係機関・団体との連携強化

- 地域の薬物問題について協働して取り組むため、県が主催する薬物相談事業推進連絡会議へ出席して関係者同士の連携強化に努めます。
【保健部総務課】【健康推進課】
- 民生委員として地域住民から個別に相談があった場合は、住民と関係機関とのパイプ役として迅速に連絡を行います。【福祉総務課】

ウ 薬物事犯者の家族に対する支援

- 薬物依存症に関する正しい知識や本人との関わり方などに関する相談支援を実施します。【健康推進課】
- 薬物依存症の家族に対し、県が開催する薬物依存症家族教室を紹介します。
【健康推進課】

エ 薬物依存に関する適切な広報・啓発

- 薬物の乱用防止に関する理解が地域に広がるよう関係機関等と連携し、麻薬、覚醒剤、大麻乱用防止運動など、広報・啓発活動を実施します。【保健部総務課】
- 希望する小中学校に対し、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を実施し、未成年者の薬物乱用防止に向けた啓発を行います。【健康推進課】
- 民生委員4名が「薬物乱用防止指導員」として啓発活動を行います。
【福祉総務課】
- 青少年の薬物への依存や乱用防止について、青少年センターだよりや地域での研修会等で情報発信・啓発します。【青少年・女性活躍推進課】

3 非行の防止と学校等と連携した修学支援

(1) 児童生徒の非行の未然防止

- 小中学校、義務教育学校、高等学校で、児童生徒を対象とした非行防止教室を、警察等の様々な機関と連携して実施します。【学びづくり課】
- 小中学校、義務教育学校、高等学校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を促進し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切な相談支援を行います。【学びづくり課】
- 問題を抱える少年等の立ち直りを支援するため、学校、警察、子ども家庭センター等と支援会議を行うなど、関係機関との連携を図り、日常的なネットワーク体制を構築します。【学びづくり課】

- 必要に応じて、各学校にスクールサポーターを派遣し、少年サポートセンター（警察）と連携しながら学校への支援活動、少年相談活動、少年補導活動等を実施します。【学びづくり課】
- 児童委員として、俗悪な広告など地域環境の浄化運動や児童の喫煙、家出などの非行を未然に防止するため、学校、PTA、警察等と連携して地域環境の改善、整理に取り組む活動を行います。【福祉総務課】
- 青少年センターにおいて、青少年の非行防止のため、青少年育成員や中央青少年育成員と協力して、補導活動や健全育成活動、社会環境浄化活動を行います。また、問題行動に悩む保護者や悩みを持つ少年自身からの相談活動を実施します。【青少年・女性活躍推進課】
- 少年サポートセンターふくやま（警察、教育委員会、青少年センター）で定期的に三者会議を開催し、情報を共有するなど、連携を図ります。
【学びづくり課】【青少年・女性活躍推進課】

（２）学校等と連携した立ち直り支援

- 学校に在籍している保護観察対象者に関して、学校と保護司、保護観察所等が緊密に連携して立ち直りを支援します。【学びづくり課】
- 法務少年支援センター（少年鑑別所）や保護観察所との連携、またこども家庭センターや少年サポートセンター（警察）との相談、連携を進め、立ち直り支援の充実を図ります。【学びづくり課】
- 保護司と学校関係者の日常的な連携・協力体制の構築に協力します。
【学びづくり課】
- 少年サポートセンターふくやま（警察、教育委員会、青少年センター）において居場所づくり（少年サポートルーム）を実施し、大学生ボランティアや少年補導協助手員、中央青少年育成員と協力して、コミュニケーションスキル習得のための体験活動など、非行少年等の立ち直り支援活動を推進します。
【学びづくり課】【青少年・女性活躍推進課】

（３）学校や地域社会において再び学ぶための支援

- 矯正施設に入所する者が高等学校等への入学・編入学を希望する場合において、矯正施設と連携し、入学者や編入学者の選抜手続等において必要な配慮を行います。【学びづくり課】
- 非行のある少年等に対して、大学生ボランティアや少年補導協助手員と協力して、学習支援活動（少年サポートルーム）を行います。
【学びづくり課】【青少年・女性活躍推進課】

4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援

(1) 少年・若年者に対する支援等

- 問題を抱える少年等の立ち直りを支援する活動（スポーツ大会，レクリエーション，社会体験活動等）を，活動場所の提供や必要な費用の助成等により支援します。【学びづくり課】
- （再掲）青少年センターにおいて，青少年の非行防止のため，青少年育成員や中央青少年育成員と協力して，補導活動や健全育成活動，社会環境浄化活動を行います。また，問題行動に悩む保護者や悩みを持つ少年自身からの相談活動を実施します。【青少年・女性活躍推進課】
- （再掲）少年サポートセンターふくやま（警察，教育委員会，青少年センター）で定期的に三者会議を開催し，情報を共有するなど，連携を図ります。【学びづくり課】【青少年・女性活躍推進課】

(2) 女性の抱える問題に応じた支援

- ネウボラ相談窓口「あのね」等において，妊娠・出産・子育てに関する様々な相談を受け付け，必要に応じて関係機関と連携しながら支援します。【ネウボラ推進課】
- 相談員によるDV，夫婦関係，離婚，セクハラ，性別による差別などの相談事業を関係機関と連携しながら実施します。【青少年・女性活躍推進課】

(3) 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援

- 障がい者（児）に対して，犯罪や非行の有無にかかわらず，こども発達支援センターや障がい者基幹相談支援センター，障がい児通所支援事業所等と連携して，適切に支援します。【障がい福祉課】
- 地域で安心して生活できるよう，一人一人の障がいの特性や発達段階に応じた，切れ目のないきめ細かな支援に取り組みます。【障がい福祉課】

5 民間協力者の活動の促進や，広報・啓発活動の推進

(1) 民間協力者の活動の促進

ア 民間ボランティアの確保

- 保護司の高齢化が進むなど，保護司を始めとする民間ボランティアが減少傾向にあります。このため，保護司，更生保護女性会，BBS（青年のボランティア団体）等の活動について理解と関心が深まるように，ホームページ等で活動状況を周知します。【青少年・女性活躍推進課】

イ 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

- 更生保護サポートセンターを拠点に活動している保護司会に対して、市から運営費に対する補助金を交付します。【青少年・女性活躍推進課】

(2) 広報・啓発活動の推進

- 再犯防止啓発月間を中心に再犯防止等についての広報・啓発を推進します。また、“社会を明るくする運動”強調月間では、再犯の防止等について市民の関心と理解を深めるため、街頭啓発や講演会の開催等を実施します。

【青少年・女性活躍推進課】

- 再犯防止に関する施策の推進は保護司を始めとする民間ボランティアの協力により支えられているため、これらの方々にあらゆる機会をとらえて、本計画の趣旨、目的、取組の内容等を積極的に周知、啓発します。

【青少年・女性活躍推進課】

6 関係機関・団体との連携強化

(1) 再犯防止を推進するための国や県の関係機関等との協議等

- 検察庁，保護観察所，矯正管区，公共職業安定所，警察，社会福祉協議会，保護司会，更生保護女性会等の関係機関・団体と協議，情報交換を行い，連携強化を図ります。

【青少年・女性活躍推進課】

(2) 関係機関・団体と連携した情報提供

- 再犯防止に係る，市の支援制度や関係機関・団体の活動状況，活動計画等について，ホームページを通じて情報提供に努めます。

【青少年・女性活躍推進課】

7 犯罪が起こりにくい安心・安全なまちづくり

(1) 犯罪が起こりにくく、安心・安全なまちづくりのための環境整備

○「福山市民の安全に関する条例」に基づき、生活安全モデル地域の指定をするとともに、生活安全指導員による生活安全パトロール、地域の自主防犯パトロールへの支援を実施します。また、防犯に関する広報・啓発及び防犯カメラ設置促進事業などを実施します。このような取組により、市民の安全に対する意識の高揚及び自主的な安全活動の推進を図り、犯罪発生を未然に防止し、安全で住みよい地域社会の形成を図ります。

【市民生活課】

○子どもたちが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、各地区の青少年育成員協議会及び市内警察3署との協働による「こども110番の家」、民間事業者による「こども110番事業」、「こども110番防犯訓練“不審者からの危険回避”」、福山大学犯罪心理学研究室「PACE福山支部」と協働した「地域安全マップづくり」等を実施します。

【青少年・女性活躍推進課】

第4章 推進体制

1 庁内の実施体制

計画を推進するための庁内組織として連絡会議を設置し、関係部署が緊密に連携して施策に取り組みます。

庁内連絡会議

経済部	産業振興課
福祉部	福祉総務課
福祉部	障がい福祉課
福祉部	生活福祉課
長寿社会応援部	高齢者支援課
保健部	健康推進課
ネウボウ推進部	ネウボウ推進課
まちづくり推進部	青少年・女性活躍推進課
市民部	市民生活課
建設管理部	建設政策課
建築部	住宅課
教育委員会	学校教育部 学びづくり課

※必要に応じて関係部署の追加，変更等を行います。

2 関係機関・団体との連携・協力体制

検察庁，保護観察所，矯正管区，公共職業安定所，警察，社会福祉協議会，保護司会，更生保護女性会等の関係機関・団体と協議し，情報共有や連携等を図りながら，計画を推進します。

参考資料目次

1	犯罪統計データ	20
2	福山市内3警察署の少年の犯罪・非行状況	23
3	福山市の保護観察事件の状況	24
4	保護司の充員率	26
5	犯罪者処遇の概要	27
6	再犯の防止等の推進に関する法律	31
7	国の再犯防止推進計画の5つの基本方針	37
8	福山市再犯防止推進計画の策定に係る懇談会構成機関・団体	38

参考資料

1 犯罪統計データ

(1) 罪種別 (初犯者・再犯者別, 性別, 年齢別, 職業別) 検挙人員 (少年を除く)

ア 全国

単位：人

罪種別 検挙人員 (少年を除く)	総数		初犯者・再犯者別						犯行時の年齢別						犯行時の職業別										
	うち女性		初犯者		再犯者		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60～64歳		65歳以上		有職者		学生・生徒等		無職者		
	うち男性	うち女性	うち男性	うち女性	うち男性	うち女性	うち男性	うち女性	うち男性	うち女性	うち男性	うち女性	うち男性	うち女性	うち男性	うち女性	うち男性	うち女性	うち男性	うち女性	うち男性	うち女性	うち男性	うち女性	
平成29年	刑法犯総数	187,702	40,816	92,674	24,140	95,028	16,676	37,739	5,484	31,950	5,600	34,686	6,708	25,600	5,236	11,463	2,542	46,264	15,246	94,501	13,653	5,240	701	87,961	26,462
	うち凶悪犯	3,596	446	1,540	294	2,056	152	1,061	83	880	114	658	103	427	60	163	25	407	61	1,706	125	93	6	1,797	315
	うち組織犯	47,562	4,419	25,144	3,466	22,418	953	9,597	961	10,431	1,136	11,687	1,094	6,917	571	2,447	163	6,463	494	32,490	2,339	697	59	14,375	2,021
	うち窃盗犯	93,433	31,270	43,235	16,891	50,198	14,379	15,230	3,359	11,944	3,519	13,993	4,494	12,435	3,888	6,521	2,066	33,310	13,944	35,407	8,863	2,147	452	55,879	21,955
	うち知能犯	11,478	1,829	5,183	1,312	6,285	517	3,101	449	2,494	349	2,384	411	1,755	288	624	106	1,120	226	6,020	960	214	44	5,244	825
	うち風俗犯	4,895	135	2,681	105	2,214	30	1,210	47	1,266	28	1,135	29	653	14	196	2	435	15	3,643	74	171	4	1,081	57
覚醒剤取締法	9,809	1,919	1,533	581	8,276	1,338	1,191	396	2,762	640	3,516	648	1,623	185	324	23	373	27	4,748	608	42	6	5,019	1,305	
麻薬等取締法	375	59	212	43	163	16	104	27	135	16	97	13	30	2	2	0	7	1	246	28	8	1	121	30	
大麻取締法	2,665	226	1,056	156	1,609	70	1,154	107	1,019	73	341	36	120	9	18	0	13	1	1,989	143	62	5	634	78	
平成30年	刑法犯総数	182,124	39,719	90,101	23,539	92,023	16,180	36,670	5,529	30,882	5,464	33,706	6,657	25,463	5,156	10,636	2,300	44,767	14,613	93,707	13,887	4,855	684	83,562	25,148
	うち凶悪犯	3,705	452	1,624	303	2,081	149	1,104	92	829	82	749	115	469	81	146	20	408	62	1,896	127	102	7	1,707	318
	うち組織犯	48,101	4,860	25,818	3,856	22,283	1,004	9,797	1,080	10,563	1,248	11,688	1,232	7,087	649	2,339	165	6,627	486	33,156	2,599	736	54	14,209	2,207
	うち窃盗犯	88,995	29,754	40,686	15,964	48,309	13,790	14,544	3,350	11,440	3,308	13,314	4,296	11,889	3,628	5,957	1,868	31,851	13,304	34,214	8,741	1,927	481	52,854	20,532
	うち知能犯	11,061	1,867	4,840	1,306	6,221	561	3,009	426	2,278	371	2,253	413	1,820	315	594	102	1,107	240	5,923	985	198	30	4,940	852
	うち風俗犯	5,082	142	2,896	115	2,186	27	1,162	48	1,207	26	1,171	42	769	17	244	5	529	4	3,875	107	172	4	1,035	31
覚醒剤取締法	9,557	1,812	1,486	526	8,071	1,286	1,131	370	2,570	543	3,287	630	1,845	222	328	18	396	29	4,624	512	33	7	4,900	1,293	
麻薬等取締法	377	49	229	42	148	7	144	16	122	12	60	9	33	7	6	1	12	4	215	23	21	1	141	25	
大麻取締法	3,066	284	1,219	185	1,847	99	1,478	160	1,061	85	352	23	121	12	18	2	16	2	2,281	182	113	4	672	98	
平成31年 令和元年	刑法犯総数	172,197	37,416	85,245	22,257	86,952	15,159	34,067	5,256	28,804	5,100	31,715	6,222	25,088	5,123	10,060	2,129	42,463	13,586	89,582	13,567	4,443	670	78,192	23,179
	うち凶悪犯	3,732	471	1,711	329	2,021	142	1,174	89	812	104	723	97	448	81	145	29	430	71	2,032	138	99	6	1,601	327
	うち組織犯	47,246	5,314	25,737	4,243	21,509	1,071	9,599	1,218	10,174	1,370	11,254	1,354	7,257	682	2,320	199	6,642	491	32,622	2,952	771	94	13,853	2,268
	うち窃盗犯	83,125	27,269	37,884	14,498	45,241	12,771	13,231	2,981	10,356	2,855	12,448	3,896	11,790	3,626	5,546	1,657	29,754	12,254	32,525	8,283	1,825	416	48,775	18,570
	うち知能犯	9,989	1,857	4,571	1,155	5,418	502	2,954	406	2,048	316	1,970	340	1,476	285	540	97	1,001	233	5,299	849	228	29	4,462	779
	うち風俗犯	4,887	142	2,746	113	2,141	29	1,152	55	1,193	33	1,060	25	681	15	251	4	550	10	3,645	92	144	6	1,098	44
覚醒剤取締法	8,191	1,594	1,317	491	6,874	1,103	988	336	2,143	520	2,808	509	1,633	192	302	16	317	21	4,118	482	30	11	4,043	1,101	
麻薬等取締法	400	62	220	46	180	16	168	27	123	23	61	6	32	4	4	1	12	1	256	39	12	1	132	22	
大麻取締法	3,626	336	1,500	225	2,126	111	1,905	173	1,045	94	492	46	141	19	20	3	23	1	2,684	192	114	8	828	136	

警察署別 犯罪統計データ

警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記録される検挙人数に關して、警察署別統計データとして、法務省矯正局に提供されたものです。(少年データは含まれません。)
【広島矯正管区による集計】

注1 「再犯者」は、刑法犯、特別法犯(道路交通法違反を除く。)の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。
注2 犯行時年齢が20歳以上のものを計上している。

全国計	都道府県・市区町村
全国計	警察署

ウ 福山市内3署

警察署別 犯罪統計データ

警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記載される検挙人数に関して、警察署別の統計データとして、法務省矯正局に提供されたものです。(少年データは含まれません。)
【広島矯正管区による集計】
注1 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯(道路交通違反を除く。)の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。
注2 犯行時年齢が20歳以上のものを計上している。

広島県 福山市内3署
福山東 福山西 福山北 警察署

単位：人

罪種別	検挙人員(少年を除く)	総数		初犯者		再犯者		犯行時の年齢別												犯行時の職業別					
		うち)女性		うち)女性		うち)女性		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60～64歳		65歳以上		有職者		学生・生徒等		無職者	
		うち)男性	うち)女性	うち)男性	うち)女性	うち)男性	うち)女性	うち)男性	うち)女性	うち)男性	うち)女性	うち)男性	うち)女性	うち)男性	うち)女性	うち)男性	うち)女性	うち)男性	うち)女性	うち)男性	うち)女性	うち)男性	うち)女性	うち)男性	うち)女性
平成29年	刑法犯総数	718	175	343	111	375	64	142	30	127	28	125	24	77	16	42	12	205	65	348	53	21	2	349	120
	うち)凶悪犯	11	1	5	1	6	0	3	1	2	0	3	0	0	0	0	0	3	0	5	1	0	0	6	0
	うち)粗悪犯	201	38	116	33	85	5	44	12	46	12	51	5	24	3	6	1	30	5	127	17	2	0	72	21
	うち)窃盗犯	353	113	142	57	211	56	55	12	52	12	48	13	35	11	24	9	139	56	129	26	8	1	216	86
	うち)知能犯	36	8	13	6	23	2	13	3	5	0	6	3	9	1	0	0	3	1	22	2	0	0	14	6
	うち)風俗犯	15	0	8	0	7	0	3	0	2	0	5	0	3	0	0	0	2	0	12	0	0	0	3	0
	覚醒剤取締法	13	3	3	0	10	3	1	0	2	0	9	3	1	0	0	0	0	0	0	5	0	1	0	7
大麻取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大麻取締法	4	0	1	0	3	0	3	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0
平成30年	刑法犯総数	748	170	367	90	381	80	140	24	121	22	114	10	115	17	54	18	204	79	345	51	12	2	391	117
	うち)凶悪犯	16	3	8	3	8	0	8	1	5	1	0	0	2	1	0	0	1	0	12	2	0	0	4	1
	うち)粗悪犯	204	28	134	24	70	4	46	8	33	5	49	4	34	4	15	3	27	4	129	14	5	0	70	14
	うち)窃盗犯	383	124	149	54	234	70	49	10	52	13	40	6	50	8	34	14	158	73	128	28	3	1	252	95
	うち)知能犯	40	5	16	2	24	3	16	2	6	1	6	0	9	1	1	1	2	0	20	2	1	0	19	3
	うち)風俗犯	14	0	6	0	8	0	4	0	2	0	3	0	2	0	1	0	2	0	8	0	0	0	6	0
	覚醒剤取締法	13	2	2	0	11	2	4	1	4	0	3	0	2	1	0	0	0	0	10	1	0	0	3	1
大麻取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大麻取締法	9	0	1	0	8	0	5	0	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0
平成31年 令和元年	刑法犯総数	674	179	367	112	307	67	114	25	114	23	130	27	84	29	45	14	187	61	350	61	7	1	317	117
	うち)凶悪犯	10	3	6	2	4	1	3	2	3	0	2	1	1	0	0	0	1	0	5	0	0	0	5	3
	うち)粗悪犯	218	37	144	33	74	4	48	8	48	10	51	8	28	7	15	2	28	2	144	16	2	0	72	21
	うち)窃盗犯	292	116	130	60	162	56	41	13	30	8	47	13	37	20	18	9	119	53	111	35	2	0	179	81
	うち)知能犯	28	7	17	5	11	2	6	0	6	2	5	1	5	1	0	5	3	11	1	14	2	0	16	6
	うち)風俗犯	19	3	12	2	7	1	1	1	4	0	1	0	1	0	4	1	8	1	14	2	0	0	5	1
	覚醒剤取締法	7	0	0	0	7	0	0	0	1	0	2	0	4	0	0	0	0	0	6	0	0	0	1	0
大麻取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大麻取締法	6	1	2	1	4	0	3	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0	1	2	

2 福山市内3警察署の少年の犯罪・非行状況

(広島県警察本部少年対策課提供)

(1) 福山市内3警察署の刑法犯犯罪少年検挙状況

○罪種別 単位：人

区分	総数	罪種別				
		凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	その他
令和元年	105	2	25	62	2	14
再犯者	36	1	10	20	0	5
平成30年	137	3	25	64	2	43
再犯者	53	2	10	25	1	15
平成29年	151	1	24	83	6	37
再犯者	42	0	8	19	6	9
平成28年	172	1	24	99	1	47
再犯者	60	1	7	37	1	14

○学職別 単位：人

区分	総数	学職別				
		中学生(14歳以上)	高校生	学生等	有職	無職
令和元年	105	34	40	8	14	9
再犯者	36	10	14	1	5	6
平成30年	137	44	50	6	25	12
再犯者	53	17	12	2	16	6
平成29年	151	59	49	6	22	15
再犯者	42	10	13	1	12	6
平成28年	172	55	58	11	35	13
再犯者	60	12	19	1	20	8

(2) 福山市内3警察署の刑法犯少年(犯罪少年+触法少年)検挙・補導状況

○罪種別 単位：人

区分	総数	罪種別				
		凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	その他
令和元年	167	3	33	108	2	21
再犯者	43	1	12	25	0	5
平成30年	218	3	31	123	2	59
再犯者	67	2	10	38	1	16
平成29年	260	1	38	161	6	54
再犯者	54	0	13	24	6	11
平成28年	292	1	50	165	1	75
再犯者	76	1	13	43	1	18

○学職別 単位：人

区分	総数	学職別					
		小学生以下	中学生	高校生	学生等	有職	無職
令和元年	167	28	68	40	8	14	9
再犯者	43	2	15	14	1	5	6
平成30年	218	28	97	50	6	25	12
再犯者	67	2	29	12	2	16	6
平成29年	260	49	119	49	6	22	15
再犯者	54	0	22	13	1	12	6
平成28年	292	43	132	58	11	35	13
再犯者	76	2	26	19	1	20	8

注：犯罪少年は 14歳以上20歳未満で罪を犯した少年
 触法少年は 14歳に満たない刑罰法令に触れる行為をした少年

3 福山市の保護観察事件の状況（広島保護観察所提供）

(1) 年度ごとの保護観察事件係属数（直近5年間）

単位：件

	H27	H28	H29	H30	31・1
1号（保護観察処分少年 ※交通短期保護観察を除く）	162	170	160	159	155
2号（少年院仮退院者）	50	58	50	47	47
3号（仮釈放者， ※ 仮釈放期間中の一部猶予者を含む）	39	45	32	34	33
4号（刑の全部猶予， 刑の一部猶予）	41	26	28	22	26
合計	292	299	270	262	261

年度内に1日でも係属があれば1件でカウント

(2) 年度ごとの生活環境調整事件係属数（直近5年間）

単位：件

	H27	H28	H29	H30	31・1
在所（刑務所等に収容されている者）	141	134	108	109	108
在院（少年院に収容されている者）	41	35	29	33	27
合計	182	169	137	142	135

年度内に1日でも係属があれば1件でカウント

(3) 保護観察（号種ごとの犯罪／非行上位4）

単位：件

平成27年度係属 ※窃盗は未遂を含む	1位	2位	3位	4位
1号観察	窃盗 61	暴行 17	傷害 16	道路交通法違反 15
2号観察	窃盗 14	傷害 10	強盗 6	恐喝 5
3号観察	窃盗 15	詐欺 8	覚せい剤取締法違反 6	
4号観察	窃盗 16	傷害 4	自動車運転過失傷害 3	

平成28年度係属 ※窃盗は未遂， 幫助を含む	1位	2位	3位	4位
1号観察	窃盗 71	道路交通法違反 27	暴行 14	傷害 14
2号観察	窃盗 12	道路交通法違反 10	傷害 8	強盗（傷害， 致死を含む） 7
3号観察	窃盗 20	覚せい剤取締法違反 6	自動車運転過失傷害・致死 5	
4号観察	窃盗 9	傷害・傷害致死 4	強制わいせつ 2	

平成29年度係属 ※窃盗は未遂， 幫助を含む	1位	2位	3位	4位
1号観察	窃盗 52	道路交通法違反 27	傷害 13	暴行 9
2号観察	道路交通法違反 9	傷害 9	窃盗 7	強盗（傷害， 致死を含む） 5
3号観察	窃盗 15	覚せい剤取締法違反 4	詐欺 4	
4号観察	窃盗 11	傷害・傷害致死 3	覚せい剤取締法違反 2	強制わいせつ 2

平成30年度係属 ※窃盗は未遂， 幫助を含む	1位	2位	3位	4位
1号観察	窃盗 58	道路交通法違反 20	建造物侵入 15	傷害 11
2号観察	窃盗 14	傷害 9	道路交通法違反 7	強盗（傷害， 致死を含む） 3
3号観察	窃盗 16	覚せい剤取締法違反 6	詐欺 3	
4号観察	窃盗 9	覚せい剤取締法違反 2	恐喝 2	

令和元年度係属 ※窃盗は未遂， 幫助を含む	1位	2位	3位	4位
1号観察	窃盗 57	道路交通法違反 17	暴行 12	傷害 11
2号観察	窃盗 18	傷害 12	道路交通法違反 3	強制わいせつ 3
3号観察	窃盗 16	覚せい剤取締法違反 5	詐欺 4	
4号観察	窃盗 10	覚せい剤取締法違反 4	強盗（傷害， 致死を含む） 2	

(4) 保護観察（開始時の学歴）

単位：件

平成27年度係属	1位	2位	3位	4位	5位
1号観察	中学校在学 49	高校在学 44	高校中退 41	中学校卒業 19	高校卒業 7
2号観察	高校中退 25	中学校卒業 12	中学校在学 8	高校在学 5	
3号観察	高校中退 13	高校卒業 12	中学校卒業 8	大学卒業 5	
4号観察	高校卒業 18	中学校卒業 10	高校中退 10	大学卒業 2	

平成28年度係属	1位	2位	3位	4位	5位
1号観察	高校中退 55	高校在学 50	中学校在学 32	中学校卒業 20	高校卒業 12
2号観察	高校中退 32	中学校卒業 14	中学校在学 7	高校在学 5	
3号観察	高校卒業 24	中学校卒業 10	高校中退 6	大学卒業 5	
4号観察	高校卒業 10	高校中退 8	中学校卒業 7		

平成29年度係属	1位	2位	3位	4位	5位
1号観察	高校中退 47	高校在学 45	中学校在学 32	中学校卒業 22	高校卒業 9
2号観察	高校中退 22	中学校卒業 17	中学校在学 5	高校在学 4	高校卒業 2
3号観察	中学校卒業 10	高校卒業 9	高校中退 9	大学卒業 3	
4号観察	高校卒業 10	高校中退 9	中学校卒業 7		

平成30年度係属	1位	2位	3位	4位	5位
1号観察	高校在学 56	高校中退 41	中学校在学 30	中学校卒業 21	高校卒業 8
2号観察	中学校卒業 22	高校中退 14	高校在学 6	中学校在学 4	
3号観察	中学校卒業 13	高校中退 7	高校卒業 9	大学卒業 4	
4号観察	高校卒業 10	中学校卒業 5	高校中退 5		

平成31・令和元年度係属	1位	2位	3位	4位	5位
1号観察	高校在学 54	高校中退 39	中学校在学 27	中学校卒業 19	高校卒業 11
2号観察	中学校卒業 23	高校中退 15	高校在学 5	中学校在学 4	
3号観察	高校卒業 10	中学校卒業 10	高校中退 9	大学卒業 2	大学中退 2
4号観察	高校中退 9	中学校卒業 6	高校卒業 7	大学卒業 2	

(5) 保護観察終結時の就業状況

(保護観察終結数と終結時無職の数値 ※移送による終結を含む)

平成27年度		単位：件			
1号終結数	70	うち学生・生徒	22	うち無職	1
2号終結数	18	うち学生・生徒	0	うち無職	3
3号終結数	30			うち無職	13
4号終結数	19			うち無職	6

平成28年度		単位：件			
1号終結数	69	うち学生・生徒	19	うち無職	1
2号終結数	20	うち学生・生徒	1	うち無職	1
3号終結数	35			うち無職	12
4号終結数	5			うち無職	2

平成29年度		単位：件			
1号終結数	75	うち学生・生徒	18	うち無職	2
2号終結数	19	うち学生・生徒	2	うち無職	1
3号終結数	20			うち無職	9
4号終結数	9			うち無職	3

平成30年度		単位：件			
1号終結数	66	うち学生・生徒	25	うち無職	1
2号終結数	21	うち学生・生徒	3	うち無職	0
3号終結数	25			うち無職	5
4号終結数	7			うち無職	0

平成31・令和元年度		単位：件			
1号終結数	73	うち学生・生徒	18	うち無職	7
2号終結数	16	うち学生・生徒	1	うち無職	1
3号終結数	25			うち無職	3
4号終結数	8			うち無職	1

4 保護司の充員率

単位：人、%

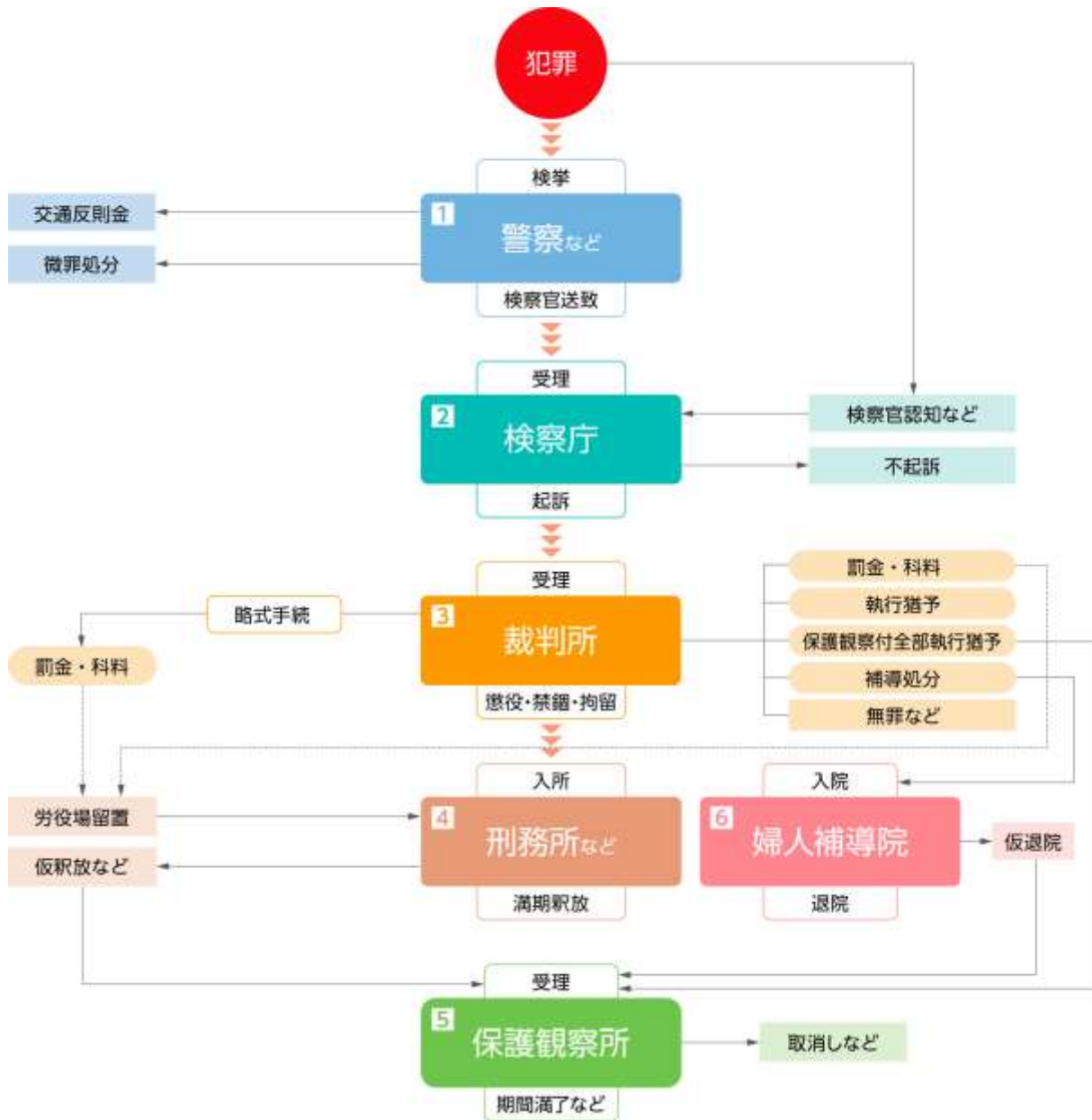
全国	保護司定員	保護司現在員数	充員率 (%)
平成29年1月1日	52,500	47,909	91.3%
平成30年1月1日		47,641	90.7%
平成31年1月1日		47,245	90.0%
令和2年1月1日		46,763	89.1%
令和3年1月1日		46,358	88.3%

広島県	保護司定員	保護司現在員数	充員率 (%)
平成29年1月1日	1,338	1,226	91.6%
平成30年1月1日		1,233	92.2%
平成31年1月1日		1,226	91.6%
令和2年1月1日		1,224	91.5%
令和3年1月1日		1,201	89.8%

福山市	保護司定員	保護司現在員数	充員率 (%)
平成29年1月1日	202	199	98.5%
平成30年1月1日		198	98.0%
平成31年1月1日		196	97.0%
令和2年1月1日		186	92.1%
令和3年1月1日		184	91.1%

5 犯罪者処遇の概要（令和2年版再犯防止推進白書より）

（1）成人による刑事事件の流れ



1 警察など

警察などが犯人を検挙して必要な捜査を行った事件は、原則としてすべて検察官に送致されます。

2 検察庁

検察官は、送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか、不起訴にするかを決めます。

また、検察官は、自ら事件を認知したり、告訴・告発を受けて捜査することもあります。

3 裁判所

裁判所は、公開の法廷で審理を行い、有罪と認定した場合は、死刑、懲役、禁錮、罰金などの刑を言い渡します。また、その刑が3年以下の懲役・禁錮などの場合は、情状によりその執行を猶予したり、さらには、その猶予の期間中保護観察に付することもあります。

なお、比較的軽微な事件で、被疑者に異議がない場合は、簡易な略式手続で審理が行われることもあります。

4 刑務所など

有罪の裁判が確定すると、執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行されます。懲役、禁錮、拘留は、原則として刑務所などの刑事施設で執行されます。刑事施設では、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇を行っています。

なお、罰金や科料を完納できない人は、刑事施設に附置されている労役場に留置されます。

5 保護観察所

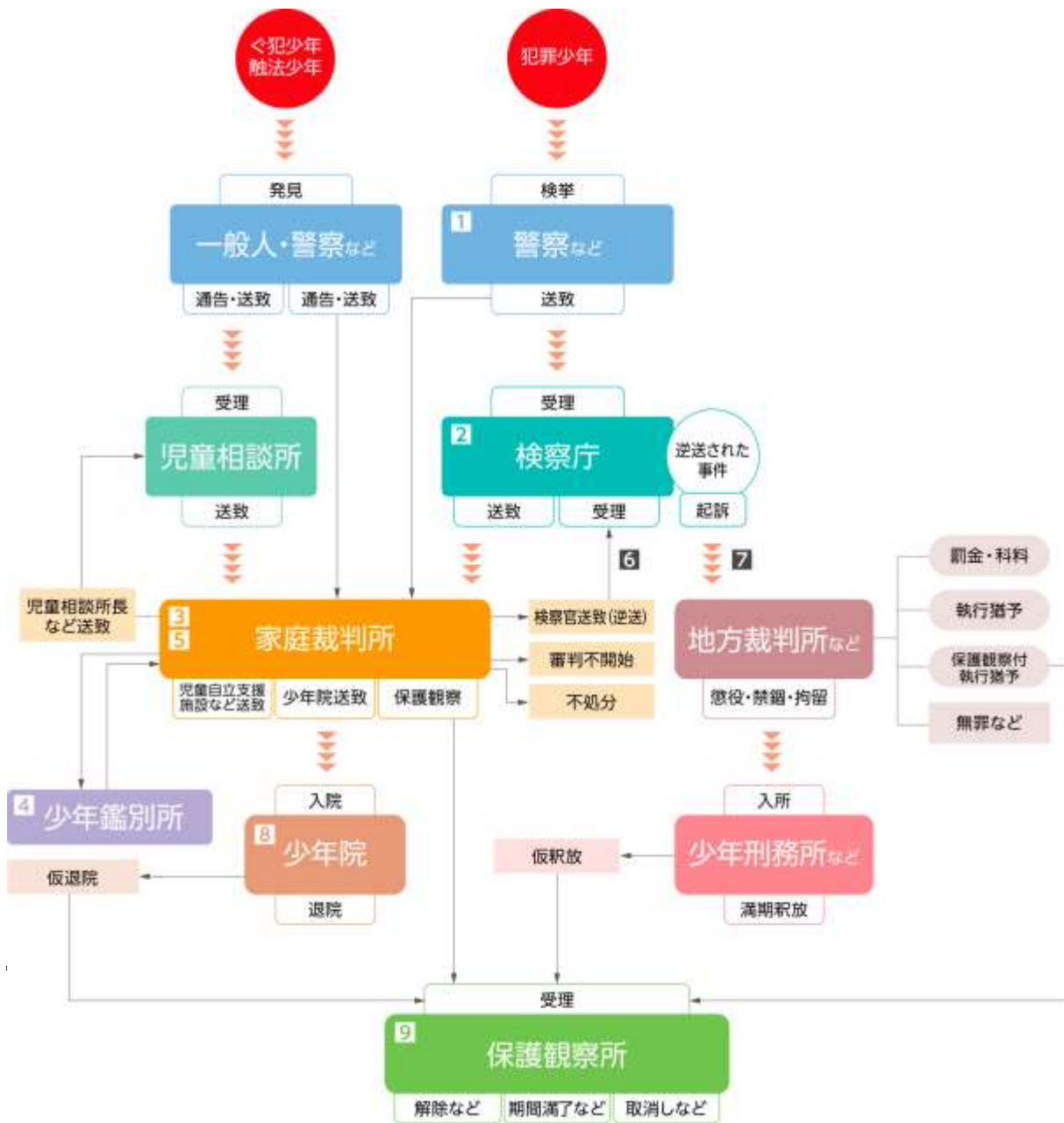
受刑者は、刑期の満了前であっても、地方更生保護委員会の決定で、仮釈放が許されることがあり、仮釈放者は、仮釈放の期間中、保護観察に付されます。また、保護観察付執行猶予判決の言渡しを受け、判決が確定した人も猶予の期間中は保護観察に付されます。

保護観察に付された人は、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることとなります。

6 婦人補導院

売春防止法違反で補導処分となった成人の女子は、婦人補導院に収容され、仮退院が許可されると保護観察に付されます。

(2) 非行少年に関する手続きの流れ



1 警察など

警察などが罪を犯した少年を検挙した場合、捜査を遂げた後、原則として、事件を検察官に送致します。

2 検察庁

検察官は、捜査を遂げた上、犯罪の嫌疑があると認めるとき、又は犯罪の嫌疑がないものの、ぐ犯（犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動があって、保護する必要性が高いことをいう。）などで家庭裁判所の審判に付すべき事由があると認めるときは、事件を家庭裁判所に送致します。

3 家庭裁判所

家庭裁判所は、調査官に命じて、少年の素質、環境などについて調査を行ったり、少年を少年鑑別所に送致して鑑別を行ったりします。

4 少年鑑別所

少年鑑別所は、医学、心理学、教育学等の専門的知識に基づき、少年の鑑別を行い、その結果は家庭裁判所に提出されます。

5 家庭裁判所

家庭裁判所は、事件記録等の調査の結果、審判に付する事由がない、又は審判に付することが相当でないと認めるときは、審判不開始の決定を行い、審判を開始するのが相当と認めるときは、非公開で審判を行います。

なお、少年審判において、一定の重大事件で、非行事実を認定するため必要があるときは、家庭裁判所の決定により、検察官も審判に関与します。

上記③の調査や④の鑑別を踏まえた審判の結果、保護処分に必要なないと認めなどの場合は、不処分の決定を行い、保護処分に付することを相当と認める場合は、保護観察、少年院送致などの決定を行います。

6 7 検察官送致、起訴

家庭裁判所は、審判の結果、死刑、懲役、又は禁錮に当たる罪の事件について刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致します。

なお、16歳以上の少年が、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた場合、その事件は、原則として検察官に送致され、事件送致を受けた検察官は、原則、起訴しなければならないとされています。

8 少年院

少年院送致となった少年は、第1種、第2種又は第3種のいずれかの少年院に収容され、矯正教育、社会復帰支援等を受けながら更生への道を歩みます。

9 保護観察所

家庭裁判所の決定で保護観察に付された場合、少年院からの仮退院が許された場合などにおいては、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。

6 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年 12 月 14 日法律第 104 号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるも

のとする。

（国等の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（連携、情報の提供等）

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（再犯防止啓発月間）

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

（再犯防止推進計画）

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

（特性に応じた指導及び支援等）

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

（就労の支援）

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就

労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

（非行少年等に対する支援）

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

（就業の機会の確保等）

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（住居の確保等）

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

（更生保護施設に対する援助）

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を

営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

（関係機関における体制の整備等）

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

（再犯防止関係施設の整備）

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（情報の共有、検証、調査研究の推進等）

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

（社会内における適切な指導及び支援）

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けられることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（国民の理解の増進及び表彰）

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

（民間の団体等に対する援助）

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の

防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

7 国の再犯防止推進計画の5つの基本方針

- (1) 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- (2) 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- (3) 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- (4) 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- (5) 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

8 福山市再犯防止推進計画の策定に係る懇談会構成機関・団体

区 分	機 関 ・ 団 体
国関係機関	広島地方検察庁
	広島保護観察所
	広島矯正管区
	福山公共職業安定所
社会福祉関係団体	公益社団法人 広島県社会福祉士会
	社会福祉法人 福山市社会福祉協議会
更生保護関係団体	福山地区保護司会
	福山地区更生保護女性会
地域協力団体	福山市民生・児童委員協議会
学識経験者	福山平成大学
県関係機関	広島県警察本部（少年対策課）
学校関係団体	福山地区高等学校校外指導連盟
地方公共団体	福山市

福山市再犯防止推進計画

発行日 2022年（令和4年）3月

発行 福山市

編集 市民局まちづくり推進部青少年・女性活躍推進課

〒720-0831 福山市草戸町五丁目 12 番 3 号

TEL 084-928-1046

FAX 084-927-9121